



## 参考1

### 議員・非常勤職員の公務災害補償条例施行規則（案）改正の概要

1. 職権探知のほか「被災職員等からの申出」による報告を受けた場合の取扱い

（災害の報告）  
第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。

直傷し、若しくは疾病にかかつた職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」といふ。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。  
を追加することにより、被災職員等からの申出があつた場合も公務上または公務外の認定をすることを明確にする。

### 2. 公務外と認定した場合についての通知

（認定及び通知）

第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいざれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の長の職氏名
- 二 被災職員の氏名
- 三 傷病名
- 四 災害発生年月日
- 五 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

を追加することにより、公務外と認定した場合もその事実や理由等について通知しなければならないことを明確にする。

### 3. 審査申立ての教示

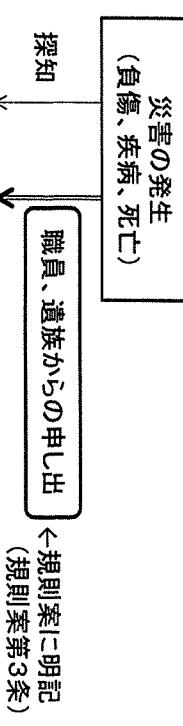
実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

を新規で追加することにより、実施機関が行つた認定に対し審査の申立てをできるることを被災職員等に教示することを明らかにする。

## 参考2

### 非常勤職員等の公務災害補償制度のフロー図（今般改正関係）

※今般の改正に係るフロー図であるため、全体のフロー図の一部である。



※「公務上認定の内容、公務外認定に不服のある者は、審査会に申立てをすることができる旨」を教示することを規則案に明記(規則案第25条)